

EMOBILE向けローミングサービス契約約款 の廃止

(平成20年3月 経企第1245号)

EMOBILE向けローミングサービス契約約款(平成20年3月 経企第1245号)は、
廃止します。

附 則(平成22年10月22日経企第818号)

(実施期日)

1 この約款は、平成22年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款の実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE向け
ローミングサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。